

第2期 島根県スポーツ推進計画

～『すべての県民がスポーツに関わり、スポーツの力で
楽しく健康で生き生きと暮らせる島根』を目指して～



令和2年3月
島根県

目 次

計画の策定にあたり	1
計画の位置づけ	2
計画の期間	2
計画の目標	3
計画の基本的視点	4
スポーツ推進の現状とこれまでの取組の成果・課題及び今後の具体的な施策の展開	
1 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	6
(1) 幼児期に体を動かす楽しさが実感できる体制づくり	6
(2) 健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進	8
(3) 積極的にスポーツに関わるための青年後期のスポーツ推進	13
(4) 地域スポーツ活動の中心を担う壮年期のスポーツ推進	15
(5) 健康で心豊かな生活に寄与する高齢期のスポーツ推進	17
2 子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実	18
(1) 生きる力の基盤となる体力や運動能力の向上	18
(2) 豊かなスポーツライフの実現に向けた学校体育活動の充実	20
(3) 運動部活動の活性化	22
3 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進	24
(1) 全国大会で活躍する選手の育成・強化	24
(2) 競技力を全国レベルに高める指導者の確保と育成	28
(3) 競技スポーツの推進に向けた組織・体制づくり	30
4 地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化の推進	32
(1) 関係団体との連携・協力とスポーツ指導者の養成・資質向上	32
(2) 障がい特性に応じて、誰もが参加し楽しむことができるスポーツ活動の推進	34
(3) 学校体育施設の開放と社会体育施設の適正管理	35
(4) 地域の特性を生かしたスポーツ推進	38
参考（スポーツ基本法・スポーツ推進計画）	39
資料編	41

計画策定にあたり

本県では、平成17年に「スポーツライフの実現による元気で活力ある島根の創造」を目指し、「島根県スポーツ振興計画」を策定しました。その後、同計画が平成23年度（2年間の改訂期間を含む）に終期を迎えたのを受けて、平成25年2月、「島根県スポーツ推進計画（計画期間：平成24年度～28年度）」を策定しました。

一方、国においては、平成23年6月、50年ぶりに「スポーツ振興法」が全面改正され、スポーツの現代的課題を踏まえた基本的な理念を定めるとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定した「スポーツ基本法」^{巻末※1}が制定されました。

また、平成24年3月には、「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ基本法に示された理念の実現に向け、平成24年度から10年間のスポーツ推進の基本方針と5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されました。

こうしたスポーツ振興施策の動向に加え、平成25年9月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定しました。56年ぶりに世界最大のスポーツイベントが開催されるという決定を受け、平成27年10月、「スポーツ庁」が創設されるとともに、平成29年3月、スポーツの価値を理念として具体的に示した「第2期スポーツ基本計画」^{巻末※2}が策定されるなど、我が国のスポーツ立国の実現を目指した動きが加速化しています。

こうした中、本県においても、令和2年3月に「島根創生計画（計画期間：令和2年度～6年度）」を策定しました。この計画では、県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境の充実、国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成などに取り組み、県民の健康づくりやスポーツによる地域の活性化を図ることとしています。

このような状況の下、本県の前計画に基づくこれまでの取組の成果と課題を明確にした上で、これからの社会の変化に対応したスポーツの推進を図るため、「第2期スポーツ推進計画」を策定します。

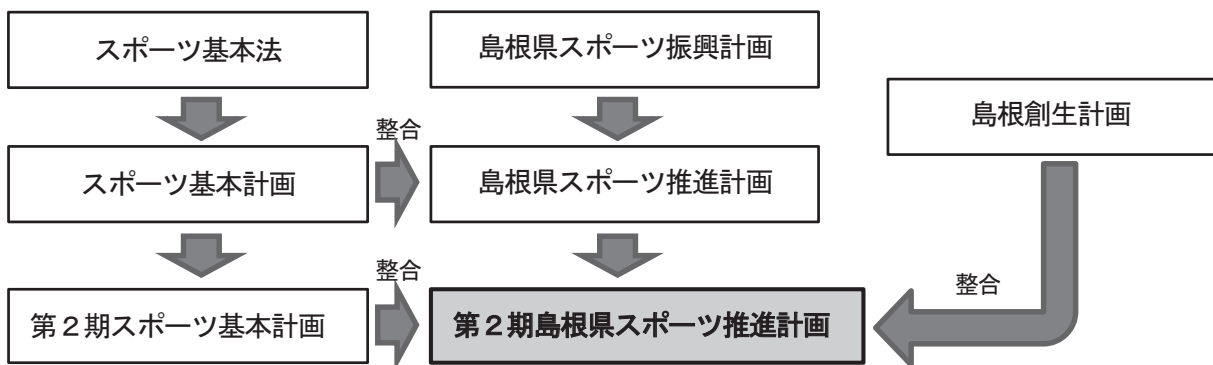
計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、国の第2期スポーツ基本計画を踏まえて策定するものです。
また、上位計画である「島根創生計画」のスポーツに関する部門計画として位置づけ、今後のスポーツ施策の方向性を示す推進計画とします。

計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、進捗状況については、島根県スポーツ推進審議会に報告し、その意見等を踏まえ、計画の効果的な推進に努めます。

また、計画期間中において、社会・経済情勢の大きな変化や、国における制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて適宜・適切に計画の内容を見直します。



		平成												令和							
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
国		スポーツ振興法						スポーツ基本法													
		スポーツ振興基本計画						スポーツ基本計画						第2期スポーツ基本計画							

		島根総合発展計画						島根創生計画		
		第1次実施計画		第2次実施計画		第3次実施計画				
県		島根県スポーツ振興計画	改訂版	島根県スポーツ推進計画				第2期 島根県スポーツ推進計画		
		しまね教育ビジョン21			第2期しまね教育ビジョン21			しまね教育魅力化ビジョン		

計画の目標

本県のスポーツ推進のあるべき姿は、県民それぞれのレベルで自主的に元気はつらつとしたスポーツ活動が展開されるとともに、そうしたスポーツ活動が地域づくりの中で重要な役割を果たすことです。

そのためには、地域の身近なスポーツ施設で、子どもたちや高齢者、障がいのある人など多くの人が、気軽にスポーツに親しむ（する）とともに、機会や場面に応じてスポーツを見たり、支えたりしながら仲間と積極的に交流を深め、地域づくりとスポーツの推進を一体で進める必要があります。

また、競技スポーツでは、ジュニアから社会人までアスリートを目指す選手が、指導者とともに技能を高め競い合うとともに、地域に支えられ、励まされ、その活躍によって地域に元気を与えていくことが必要です。

とりわけ、他の都道府県よりも早くから人口減少・少子高齢化に直面している本県では、スポーツを通じて次代を担う子どもたちを育み、希望を持つ若者や健康で活躍する高齢者を増やす必要があることから、「すべての県民がスポーツに関わり、スポーツの力で楽しく健康で生き生きと暮らせる島根」を目指します。

※ 島根県では、平成22年4月より新たに作成する公文書、ポスター、パンフレット等について、「障害」が人や人の状態を表す場合には、原則として「障がい」とひらがな表記にすることとしています。本計画も、その原則に沿って記述しています。

なお、国の表記、法律、固有名詞等で「障害」となっている場合は、そのまま漢字表記としています。

1 スポーツに参画できる機会を確保し、活力ある地域づくりに貢献

スポーツは文化であり、「親しむ（する）」「楽しむ（みる）」「ささえる」など様々な活動があります。スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である」と定められています。

幼児期から高齢期まで各ライフステージにおいて、適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

また、多くの県民が生涯にわたり、それぞれの生活の場となる地域においてスポーツの様々な活動を行うことにより、人々の交流の輪が広がり、地域住民の連帯感が醸成され、地域の活性化が図られます。さらに、子どもたちと大人とのコミュニケーション形成や家庭や地域の教育力向上も期待できます。



障がい者を含む幅広い人々がスポーツに参画する機会を確保するため、指導者を育成し、県民にスポーツを提供する組織・団体を支援・育成します。
スポーツの多面的な機能により、活力ある地域づくりに貢献します。

2 子どもたちの体力向上とスポーツを通じた人格形成

ライフスタイルの変化などにより、子どもたちが外遊びや生活の場面で体力や運動能力を高めていくことが難しくなっています。学校においては、教科体育や運動部活動などを通して、また、家庭や地域では遊びやスポーツを通して、「生きる力」の基盤となる体力や運動能力の向上が進むよう工夫する必要があります。

さらに、スポーツを体験することによって、やる気や集中力、忍耐力、夢や希望をもつといった自己有能感が高まるとともに、思いやりや協調性、コミュニケーション能力等も培われ、次代を担う子どもたちの幅広い人格形成が図られます。



発達段階にある様々な子どもたちの心身を育む場である学校や地域において、個に応じた指導や環境づくりの面からスポーツの推進を図ります。

3 スポーツによる県民の一体感醸成

県内及び県出身のスポーツ選手が日々鍛錬し、技能を高め、全国レベルの競技大会や国際競技大会などにおいて活躍することは、県民に大きな感動と元気を与えます。子どもたちは選手たちの活躍で夢や希望を育み、スポーツへの興味や関心を一層ふくらませます。



生涯にわたってスポーツ活動にかかわる優秀な競技者・指導者などの人づくりの面からスポーツの推進を図ります。

4 スポーツ施設の機能充実と地域でスポーツを育む体制整備による活動の基盤づくり

県民のスポーツ活動の場であるスポーツ施設は、地域スポーツの振興を図る上で不可欠な基盤です。このため、子どもや高齢者、障がいのある人などの特性にも配慮し、様々なスポーツニーズや利用形態に応じた環境の整備と機能の充実が必要です。また、自然災害に備えた構造や機能を確保し、非常時には多面的な利用を可能とすることも求められます。

一方、地域でスポーツの普及振興を担うスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ^{※1}、広域スポーツセンター^{※2}なども不可欠な基盤であり、これらの関係者と県・市町村が協力・連携し、地域ぐるみでスポーツの振興にあたることが望まれます。



県民のスポーツ活動の基盤づくりの面からスポーツの推進を図ります。

※1 【総合型地域スポーツクラブ】

総合型地域スポーツクラブは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことができ、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）ものとして、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

※2 【しまね広域スポーツセンター】

しまね広域スポーツセンターは、総合型地域スポーツクラブの創設、運営、活動を支援するとともに、全県におけるスポーツの人材育成、普及啓発、情報発信など、スポーツ活動全般に関する支援を担っており、島根県体育協会に設置しています。

スポーツ推進の現状とこれまでの取組の成果・課題及び今後の具体的な施策の展開

1 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

【本計画におけるライフステージについて】

鳥根県世論調査のライフサイクルを参考にして独自に設定を行っています。個人によって差がありますが、概ね下記のと通りの年齢を想定しています。

(1) 幼 児 期 就 学 前	(2) 学 童 期・青年前期 6歳～12歳 13歳～18歳	(3) 青年後期 19歳～34歳	(4) 壮 年 期 35歳～64歳	(5) 高 齢 期 65歳以上
--------------------	----------------------------------	---------------------	----------------------	--------------------

1 幼児期に体を動かす楽しさが実感できる体制づくり

現 状

共働き家庭の増加や少子化の進行で、子どもたちは、親子や同世代の友人との触れ合いや関わり合いが減少し、家庭や地域で外遊び、集団遊びをする姿を目にすることが少なくなりました。また、情報化社会の進展で、遊びの質の変化や幼少期からの過度なメディア接触が指摘されており、室内で多くの時間を過ごしたり、生活習慣が乱れたりする一因となっています。

一方、子育て世代の保護者が集い、意見交換する場面では、生活習慣や食生活に関する正しい知識を学ぶ機会が増えてきています。また、文部科学省が平成24年3月に「幼児期運動指針」^{※3}を策定したことを契機に、県内の幼稚園や保育所では、意識的に外遊び等の活動を導入する動きも見られます。さらに、外遊びの必要性や子どもの体力を向上させることの重要性を感じる関係者も増えてきています。

これまでの取組の成果・課題

「よく動き・よく食べ・よく眠る（適度な運動・バランスのとれた食事・十分な睡眠）」といった望ましい生活習慣の定着・確立に向け、親子での運動遊びの奨励、メディアとの関わり方、食生活の見直しなどの講話、保護者向けの啓発パンフレットの配布等を行っています。しかし、幼稚園と保育所、各地域でのそれぞれの取組に差があり、十分に浸透していない状況にあります。そのため、幼稚園・保育所やPTA、保護者会といった各団体等との連携を図りながら、生活習慣や運動遊びの啓発を進めていく必要があります。

また、幼児期の運動遊びの必要性や運動遊びのノウハウを学ぶ機会として、日本スポーツ協会が開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム」^{※4}を活用し、保育者（幼稚園教員・保育士）やスポーツ少年団の指導者等を対象とした指導者研修を行っています。引き続きその時々の課題やニーズに応じた研修を実施し、保育者の意識、指導力の向上を図る必要があります。さらに、幼稚園や保育所が課題意識を持ちながら、積極的に研修を進めていく気運を高めていかなければなりません。

今後の具体的な施策の展開

先述の「幼児期運動指針」をはじめ、平成30年度に改定された「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」を踏まえた上で、幼児期から体を動かした遊び

に取り組む運動習慣を身につけさせるための取組を推進します。また、幼児期に保護者の家庭指導にあたる保健師や栄養士等の指導・活動の場を活用しながら、外遊びや様々な身体活動、集団遊びの有効性についての啓発に努めます。

また、島根県レクリエーション協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会といった各団体と連携し、幼児期の運動遊びや親子で参加できる運動・スポーツ体験の機会の充実を図ります。

さらに、「しまねのふるまい推進の取組」^{*5}と連携し、望ましい生活習慣のあり方をはじめ、手伝い、体を動かすことの楽しさを啓発することで、保護者と子どもたちがいろいろな運動を自然に、無理なく、バランスよく体験しようとする機運や、保護者が子どもたちに運動をはじめのきっかけをつくることで子どもたちの体を動かすことに対する興味を高めていきます。

幼児期の運動遊びの意義や指導方法に関する指導者研修については、島根県体育協会や各市町村、島根県幼児教育研究会、島根県保育協議会等と連携しながら、研修機会の確保・充実を図ります。また、生活習慣や運動遊びに関する専門指導者を幼稚園や保育所に派遣し、研修を支援します。

今後は、こうした施策を展開しながら、「地域の子どもは地域で育てる」という機運を高め、小学校以降の運動や生涯にわたってスポーツを楽しむための基盤の形成を目指していきます。

※3 【幼児期運動指針：文部科学省】

「幼児期運動指針」は、運動習慣の基盤づくりを通して、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指して策定されました。

この指針では、幼稚園や保育所に限らず、家庭や地域での活動も含めた一日の生活全体の身体活動を合わせて、幼児が様々な遊びを中心に、**毎日、60分以上、楽しく体を動かすこと**が望ましいとしています。また、その推進に当たっては、次の3点が重要であると述べています。

- ①多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること
 - ②楽しく体を動かす時間を確保すること
 - ③発達の特性に合った遊びを提供すること
- なお、この指針で示す幼児とは、3歳から6歳の小学校就学前の子どもの指しています。

※4 【アクティブ・チャイルド・プログラム】

「アクティブ・チャイルド・プログラム」は、平成22年度、文部科学省が日本スポーツ協会に委託して作成した、子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きや身体を操作する能力を獲得し、高めるための運動プログラムです。主に次の4つのテーマについて、実際の指導現場への普及を図っています。

- ①子どもの体力・身体活動の現状や体を動かすことの重要性
 - ②多様な動きを身につけることの重要性や動きの質のとらえ方
 - ③遊びプログラムの具体例として、運動遊びや伝承遊び
 - ④身体活動の習慣化を促すアプローチとして、ポイントや実践例
- さらに、子どもの身体活動量の低下や運動離れがすでに幼児期から起こっていることを考慮し、「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を取りまとめ、安心して幼児を指導できる活動プログラムの提供や情報発信にも努めています。



※5 【しまねのふるまい推進の取組】

この取組は、「礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などを「ふるまい」と総称して、乳幼児から大人まで、「ふるまい」を定着させていこうというものです。

島根県は、美しい自然、文化、歴史、教育熱心な人々に恵まれた教育環境にあります。こうした島根のよさを後世に伝えたい、これは県民誰もの願いです。そこで、県民全体をあげて、今できること、大切にしていかなければいけないこととして、「ふるまいの推進」を掲げ、教育委員会、健康福祉部、警察本部が連携して取り組んでいます。



- 1 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
 (2)健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進

2 健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進

ア 学童期のスポーツ推進

現 状

子どもたちを取り巻く環境は、一昔前と比べて大きく変化してきています。塾や習いごとで忙しかったり、学校統合に伴いスクールバスを利用する子どもが増えたりするなど、身体を動かしたり自由に外で遊んだりする時間や仲間が減っています。また、安全で自由な遊び場を確保することも容易ではありません。

日常生活においても、安全面や時間的効率を重視した車による送迎や遠隔操作が可能な家電製品等の発達によって、身体を動かす必要のない環境となりつつあり、その結果、運動習慣のある子どもとそうでない子どもの二極化が生じています。

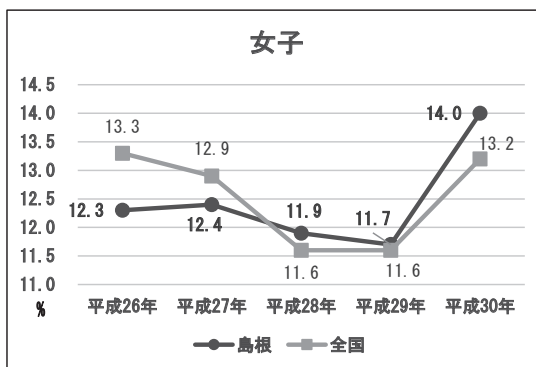
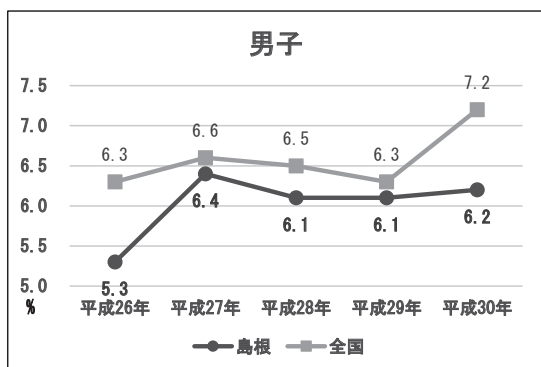
運動習慣に乏しい子どもたちの要因として、放課後のスポーツ活動の中心が学校から地域に移ったことにより、友達と手軽にスポーツを楽しむことができる環境でなくなったことや、指導者の都合による平日遅くまでの活動や土日の活動を敬遠するようになったことが考えられます。また、スクールバスや車の送迎が増えたことにより、歩く距離の減少や放課後の自由時間が減少したことなども要因の一つとして挙げられます。このことは体力・運動能力の低下に影響を及ぼしています。

一方で、低学年段階からほぼ毎日同じ競技の運動を繰り返すことによるスポーツ障害や、打ち込むものがなくなったという虚脱感から、スポーツに対する意欲を失ってしまうバーンアウト（燃え尽き症候群）などがあることも指摘されています。

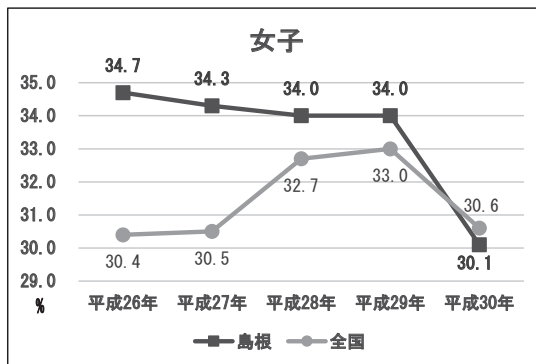
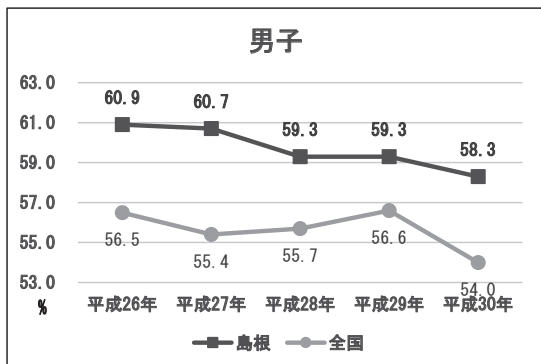
【1週間総運動時間の状況】文部科学省：全国スポーツ運動能力テストより

■小学5年

○1週間総運動時間が「1時間未満」の割合

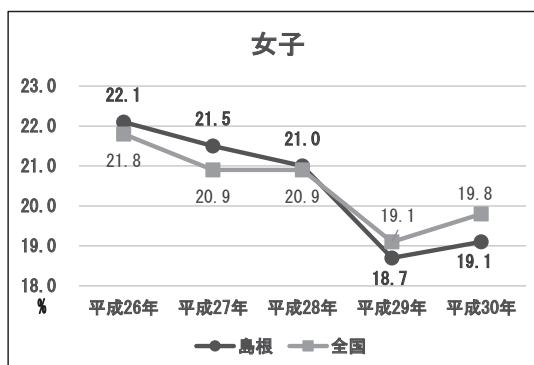
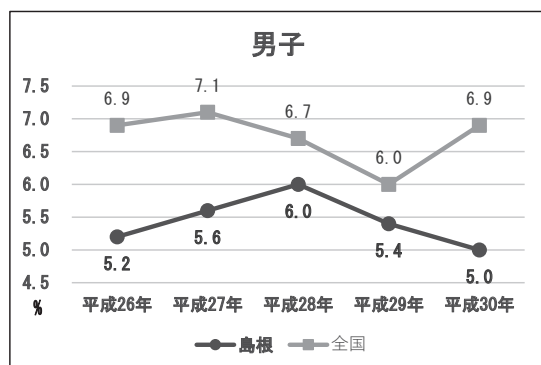


○1週間総運動時間が「7時間以上」の割合

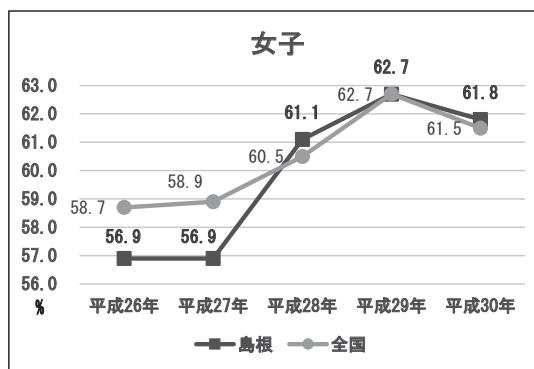
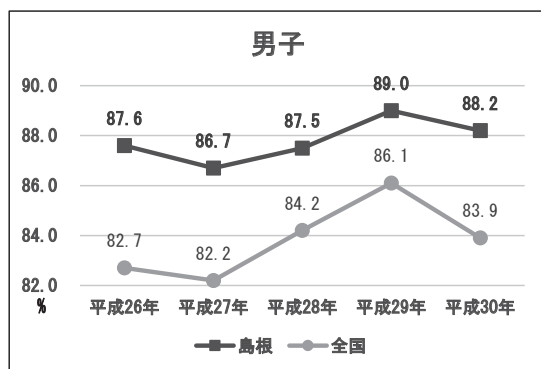


■中学2年

○1週間総運動時間が「1時間未満」の割合

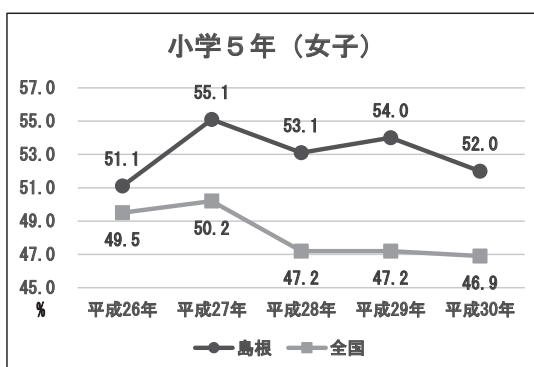
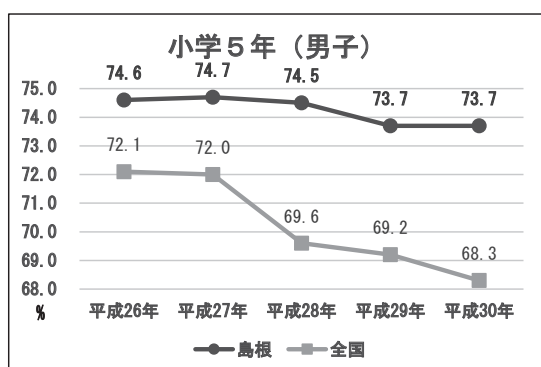


○1週間総運動時間が「7時間以上」の割合



【運動部（スポーツ少年団、スポーツクラブ含む）の所属状況】

■小学5年



これまでの取組の成果・課題

小・中学校では、学校が作成する体力向上推進計画に「家庭・地域との連携」という項目を設けることで、学校が家庭や地域とともに取り組もうという意識が高まってきました。また、島根県レクリエーション協会が学校に協力し、運動遊びを紹介することにより、子どもたちが多様な遊びを楽しむとともに、教員も新たな運動プログラムを会得する活動も行っています。このように、今後もスポーツ関係団体等と連携しながら、子どもたちが運動の楽しさを実感できるような場を確保していくことが必要です。

地域のスポーツ活動では、スポーツ少年団だけでなくスポーツクラブや総合型地域スポーツクラブ

1 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

(2)健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進

など地域の受け皿が増えたことにより、様々なスポーツ活動が県内各地で展開されるようになりました。しかし、長時間の練習や頻繁に開催される試合によって、学校生活や学習活動に支障が生じているという指摘や、発育・発達の特性を考慮しない指導や練習による傷害、指導者や保護者の過大な関与・期待による活動意欲の減退など、子どもたちのスポーツ活動や指導のあり方については改善すべき多くの課題があります。

さらに、スポーツ少年団やスポーツクラブへの加入が低年齢化してきていることも考慮し、島根県では、平成24年度からスポーツ少年団指導者や競技スポーツ指導者を対象に、日本スポーツ協会が開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム」を活用し、運動遊びや発育・発達の段階に応じた指導に関する研修会を開催しています。引き続き、運動遊びや発育・発達の段階に応じた指導など、生涯にわたってスポーツ活動を楽しむことができる基盤づくりのための研修を推進し、望ましい指導のあり方を浸透させていくことが必要です。

今後の具体的施策の展開

学童期は、運動に親しむこと、多様な運動経験を積むことが、心身の健全な成長、そして、人格形成につながる大切な時期です。

学校では、引き続き前述の体力向上推進計画に基づき、学校教育活動全体で意図的・計画的に子どもの体力の向上を図っていくとともに、学校、家庭、地域が三位一体となって取り組む機運を高めていきます。

また、島根県レクリエーション協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、地域のスポーツ団体等と連携して、休み時間や放課後の時間等を使いながら、子どもたちが運動の楽しさを実感できる場を確保していきます。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、子どもたちが「する」「みる」「ささえる」の多様な視点でスポーツを捉え、新たな価値を知るための取組を行います。保護者や、「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」の指導者等に対しては、親子活動やPTA研修などを通じて、子どもたちが運動に親しむことの意義、必要性を啓発していきます。

地域のスポーツ活動においては、「小学生のスポーツ活動の手引き」^{※6}に基づいた活動を推進します。しまね広域スポーツセンターを中心に各競技団体と連携しながら、県内のスポーツ少年団、スポーツクラブの実態把握に努めるとともに、スポーツ指導者を対象とした研修を充実させ、指導者としての資質・指導力の向上を図っていきます。また、学校を含めた関係者間の情報交換・共通理解の場を奨励し、共に子どもたちを育てるという機運を醸成します。

※6 【小学生のスポーツ活動の進め方】

- スポーツを通じた子どもたちの心身の全人的な健全育成を基本に据え、過度な勝利至上主義に陥らないようにする。
- 競技力、規律、忍耐力等を高めるとともに、健康・安全に留意し、事故防止が疎かにならないようにする。
- 学校の教育活動（運動会、学習発表会等）に支障をきたさないように連絡・調整を密にする。
- 子どもや保護者、指導者間で運営方針や指導理念を理解しあう。
- 指導者や保護者の負担（経済的・肉体的・精神的・時間的）が過重にならないように相談しながら運営する。
- 保護者・指導者・学校・地域関係者間で必要に応じて話し合いの場を設け、お互いに協調しあう。
- 年間の活動計画（大会参加計画等も含む）を作成し、見通しを持った指導をする。
- 週の練習日は3日程度までとし、原則として土日のいずれかは、休養日にする。
- 翌日に学校がある場合は、疲れが残らないようにする。
- 1日の練習時間は、子どもの体力に十分配慮した時間とし、途中で休憩時間を設ける。

小学生のスポーツ活動の手引き（平成21年3月 島根県教育委員会）より抜粋

【子どもの放課後を見守る取組について】(参考)

平成19年度から国の「放課後子どもプラン推進事業」がはじまり、各市町村において地域の実情に応じながら、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「放課後子ども教室」の開設が進みました。

(1)「放課後児童クラブ」(放課後児童健全育成事業：厚生労働省)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するもの。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。(県内16市町230クラブ開設：国庫補助対象外クラブを含む)

(2)「放課後子ども教室」(放課後子ども教室推進事業：文部科学省)

「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されたもの。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施形態は地域により様々です。(県内19市町村202教室開設)

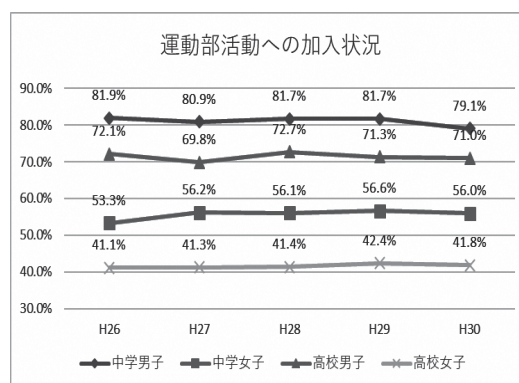
平成31年度社会教育行政の方針と事業(県教育庁社会教育課発行)より抜粋
 ※数字は平成31年3月現在

イ 青年前期のスポーツ推進

現 状

県内の中学校、高等学校における運動部活動への加入状況は、男子の方が女子よりも高い状況にあります。

また中学校は、高等学校に比べて加入率が高い状況にあります。



これまでの取組の成果・課題

運動部活動においては、中学校、高等学校ともに5～6月の総体終了後に引退する傾向が強いですが、近年、野球やサッカーなどの競技では、総体終了後も連盟の県リーグ戦等で運動を継続できる場も増えてきました。また、部活動の設定が無い場合でも、学校が地域におけるスポーツ活動を認めたり、支援したりすることで、生徒の多様なニーズに応えるようになってきました。今後も、現在実施されている数々の大会を活用し、活動できる場を確保することが生涯スポーツの基盤づくりに大切であると考えます。

運動部活動を選択しない生徒に対しては、自分のペースや価値観で運動に親しむ場を確保していく必要があります。今後も、体育・保健体育の授業を中心に多様な視点でスポーツを捉え、「する」「みる」「ささえる」の新たな価値に気づくことができるように働きかけていく必要があります。また、生徒会主催の集会でアイスブレイク的な軽スポーツやレクリエーションを行ったり、文化部の活動で運動を取り入れたりするなど、運動に親しむための取組を行っている学校が増えてきており、このような取組が定着していくように働きかけていく必要があります。

今後の具体的施策の展開

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、子どもたちが「する」「みる」「ささえる」の多様な視点でスポーツを捉え、新たな価値を知るための取組を行います。

また、運動部活動の一層の充実を図るとともに、体育・保健体育の授業を中心にヘルスプロモーション^{*7}についての理解を深め、全校集会等で軽スポーツを体験するなどして、一人ひとりが自分の生

1 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

(2)健全な成長に寄与する学童期・青年前期のスポーツ推進

活において、健康を保つための実践や工夫ができるよう働きかけます。また、中学生が部活動引退後も学校や地域で活動できる場を確保して高等学校での活動へと橋渡しし、スポーツ活動の継続を図ります。

この他、地域スポーツの拠点である総合型地域スポーツクラブ等と中学校、高等学校の連携を推進し、ジュニアリーダーや指導者、地域の大人と一緒に活動する機会を提供するなどして、運動の習慣化につながるよう働きかけます。

※7 【ヘルスプロモーション】

ヘルスプロモーションは、1986年にWHO（世界保健機関）により提唱された、人々の健康の維持・増進のための活動・戦略です。WHOの定義では「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」とされています。

3 積極的にスポーツに関わるための青年後期のスポーツ推進

ア 単身者・夫婦世帯のスポーツ推進

現 状

趣味・価値観が多様化した現在、スキーやゴルフなどのレジャースポーツにお金や時間をかけて楽しむ人が減ってきています。一方、男女を問わず、スポーツジムでのトレーニングやヨガ、ウォーキングやジョギングなど、健康意識の高まりから個人としてスポーツ活動に取り組む人が増えています。

また、学童期や青年前期に継続して運動に取り組まなかった人や、小学生からスポーツ少年団、部活動などにより同じ種目のみに取り組んだ人の中には、高校卒業を機に運動離れが進む人もいます。

これまでの取組の成果・課題

晩婚化・核家族化が進展する中、スポーツを通じて同世代の人たちとの交流はするものの、子どもから高齢者までの幅広い世代が集うスポーツイベント等に積極的に参加する人は多くありません。そのため、新しいスポーツとの出会いや「する」「みる」「ささえる」といったスポーツのもつ新たな価値観への気づきなど、スポーツの多様性を浸透させていく必要があります。

また、スポーツに関する情報については、しまね広域スポーツセンターのホームページから県内の体育施設・スポーツ関係団体のホームページにアクセスできるようにしましたが、スポーツイベントカレンダーの一元化など、効果的な情報発信には工夫の余地が残されています。

今後の具体的施策の展開

体育施設や総合型地域スポーツクラブに対して、「若者デー」や「レディースデー」など特定の年齢層・性別を対象としたスポーツ教室やスポーツイベント等を開催して、スポーツ参加のきっかけづくりが進むよう働きかけます。また、市町村や各関係機関・団体と連携し、地域づくりのツールとして、若い世代が主体的に企画し、気軽にスポーツを楽しむことができる機会の充実を図ります。

さらに、県及び各関係機関・団体のホームページ等を有効に活用しながら、県内のスポーツイベントカレンダーの公開やスポーツフィールド（ランニングコース、サイクリングコース、ウォーキングコース等）の紹介など、積極的な周知・広報に努めます。

イ 子育て前期のスポーツ推進

現 状

「運動に取り組みたい」と考えている人は多くいますが、実際は仕事や家事、育児等に時間を取られ、自分がスポーツ活動を楽しむといったゆとりを持つことが時間的にも精神的にも難しいといった状況もあります。

また、子どものスポーツ活動への参加をきっかけとして、それまでの自分が「する」スポーツから、指導者やチームマネジメント等の「ささえる」スポーツへと転換していく人が増える傾向にあります。そのような中で、自分の子どもしか見えなくなってしまう、指導者や他の保護者とトラブルになるケースも見受けられます。

1 誰もがスポーツに親しむことができる、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
(3)積極的にスポーツに関わるための青年後期のスポーツ推進

これまでの取組の成果・課題

総合型地域スポーツクラブや島根県レクリエーション協会、島根県スポーツ少年団等では、親子で一緒に行う運動プログラムの提供、親子の交流イベントなどを行っています。しかし、取り組んでいる幼稚園や保育所、学校やスポーツ少年団などは限られており、普及・啓発が十分に図られているとは言えません。また、体育施設等での託児サービスを行うスポーツ教室の開催については、会場やスタッフの確保が困難といった問題があり、実施するまでには至っていません。

自分の子どもしか見えなくなっている保護者に対しては、多くの人に支えられて子どものスポーツ活動の場が確保されていることを認識してもらう必要があります。

今後の具体的施策の展開

今後も関係機関・団体と連携しながら、親子で一緒に運動に親しむ機会の充実を図るとともに、様々な交流イベント等を開催し、「ささえるスポーツ」と「するスポーツ」それぞれを楽しむことができるよう働きかけます。また、体育施設や総合型地域スポーツクラブを支援し、託児付きのスポーツ教室や親子運動プログラムなどのサービス提供を推進することで、就学前の子育て世代が運動・スポーツ活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、「スポーツを通じた子どもたちの健全育成を基本に据え、過度な勝利主義に陥らないようにする」という望ましいスポーツとの関わりについて、島根県スポーツ少年団や各競技団体と連携しながら、PTA研修や指導者研修等を通じて啓発していきます。

4 地域スポーツ活動の中心を担う壮年期のスポーツ推進

ア 子育て後期のスポーツ推進

現 状

子どもが小学校を卒業した段階で、指導者やサポーターをやめ、家族で共通の運動に親しむ（する・みる）ことが少なくなり、ささえる側としてスポーツ活動に関わらない保護者が増えています。

県内の多くのスポーツクラブは、単一種目・単一年代での活動が中心であり、総合型地域スポーツクラブ等をはじめとする複数種目・多世代参加型のスポーツクラブは多くはありません。法人格のある総合型地域スポーツクラブでは、運動プログラムの充実や指導者のスキルアップが図られており、生涯スポーツの拠点として地域住民に浸透してきています。しかし、専門の指導者やスタッフが確保できないために、新たな事業を展開するといった積極的な運営ができないクラブもあります。

これまでの取組の成果・課題

家族で親しむスポーツ活動から、夫婦や個人で親しむスポーツ活動へと転換をしていくなど、ライフステージで変わっていくニーズの変化などに対応していかなければなりません。また、我が子へのサポートが少なくなったことで、余裕ができた時間を地域子どもたちのサポートにつなげていくような循環型のシステムを構築していくことが望まれます。そうした課題の解決策の一つとして、総合型地域スポーツクラブでは、幅広いニーズに応えられるよう、クラブの活動を充実させる必要があります。

また、介護予防の視点から、加齢に伴う体力・運動能力の低下を防止するため、壮年期からのロコモティブシンドローム（運動器症候群）^{*8}に着目した取組を進めていく必要があります。

今後の具体的施策の展開

市町村との連携を図りながら、総合型地域スポーツクラブや公民館等での活動など、地域での身近な活動の中に、初心者を対象にしたスポーツ教室やスポーツ交流を目的とした大会など、気軽に運動・スポーツ活動に親しめる機会の充実を図ります。また、しまね広域スポーツセンターと連携してクラブマネジメント研修を行い、クラブを中心とした地域でのネットワークづくりを促し、地域人材の掘り起こしや活用を促進していきます。

さらに、高齢期においても社会生活に必要な運動機能を維持し健康寿命の延伸をめざすため、関係機関と連携しながら、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防のための運動習慣についての普及・啓発に努めます。

※8 【ロコモティブシンドローム】

ロコモティブシンドロームは、2007年に日本整形外科学会によって新しく提唱された概念で、「運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態」のことを表します。

イ 子育て終了期（単身者を含む）のスポーツ推進

現 状

個人が好きなスポーツに時間を割き、充実したスポーツライフを過ごしている人が比較的多く、スポーツの動機づけは健康・記録・勝利・交流など多様化しています。

ささえる側では、各地区の体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の指導・運営において、中心的な役割を担い、地域スポーツ活動の向上に大きく寄与している人がいます。しかし、自分の経験をもとにした指導が中心となり、子どもたちや社会の現状にそぐわない指導を行っている場合も見受けられます。

これまでの取組の成果・課題

競技者としての活動を終える際、楽しむために競技を続けたり、居住地など身近な地域でのスポーツ活動に参加したりするといったスムーズな移行ができないまま、スポーツ活動をやめてしまう人も少なくありません。また、健康への関心が高まったとは言っても、必ずしも運動を実践しているわけではなく、始めるきっかけを持つことができない人もいます。こうした人たちが、関心を持ってスポーツをしたり、ささえたりする機会を各地域で充実していく必要があります。

また、指導者を対象とした研修を行い、時代に沿った適切な指導のあり方を理解し、実践につなげられるようにしていく必要があります。

今後の具体的施策の展開

スポーツ推進委員や積極的にスポーツ活動に親しんでいる人たちに働きかけ、スポーツ活動に消極的な人たちに対して、余裕のできた時間を使って初心者でも楽しむことができる手軽な運動プログラムや健康維持のための活動などを提供する他、自己開発や新たな人間関係づくりのツールとしてのスポーツライフの楽しみ方を啓発していきます。

また、島根県体育協会や島根県スポーツ少年団と連携しながら、引き続き指導者を対象とした研修を行い、啓発を進めていきます。

5 健康で心豊かな生活に寄与する高齢期のスポーツ推進

現 状

島根県の高齢化率は、平成30年10月1日現在34.0%（総務省統計局）で、全国第3位となっていますが、元気な高齢者も多く、ライフステージ別の調査でもスポーツ活動に最も取り組んでいる世代です。

健康づくりとしてスポーツ・身体活動に親しむ人が多い中、競技者としての活動を継続し、年代別全国大会へ積極的に参加する人も増えてきています。これらの人は、スポーツ活動を通して居住地以外の高齢者とも積極的に交流を深め、日々の生活の充実を図っています。

しかし、中山間地域など公共交通機関が不便な所では、活動場所への移動が困難なため、スポーツ大会やスポーツイベントに参加できない人も見受けられます。

これまでの取組の成果・課題

子ども世代と同様、徒歩で行ける範囲に活動場所がない、移動手段が確保できないなどの環境要因によるスポーツ活動の二極化が見られます。また、思うように体が動かなくなってくると、生活の中で余暇時間を見出し、気軽に運動を楽しむ意欲が低下してしまう場合もあります。

このようなことから、総合型地域スポーツクラブの中には、指導者やスタッフが地域に出向き、健康体操教室などを行うクラブもあります。こうした事例のように、高齢者が日常生活の中に自分に合ったスポーツ活動を取り入れ、心身ともに健康で充実した生活を送ることができるようにすることが必要です。

今後の具体的施策の展開

身近な存在である公民館、社会福祉協議会、老人クラブ、スポーツ推進委員をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、島根県レクリエーション協会等に働きかけながら、高齢者が気軽に、かつ、興味をもって参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会の充実を図ります。また、運動が介護予防や生きがいなど、高齢者の健康づくりにつながっていることから、健康福祉部局や関係機関・団体との連携を図り、高齢期のロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防のための運動習慣について普及・啓発に努めます。

さらに、市町村やスポーツ関係団体等と連携し、小学生・中学生年代のスポーツ活動の大会運営や応援など、ボランティア、サポーター活動への参加を促すことで、スポーツ活動を支える喜びを感じ、生きがいとなるような働きかけをします。

2 子どもたちの心身を健やかにはぐくむ学校体育の充実

1 生きる力の基盤となる体力や運動能力の向上

現 状

児童生徒の体力・運動能力等の調査の結果を、体力ピーク時であった昭和61年頃と比較すると、種目によっては当時に優るものもありますが、全体としてはここ数年、当時の記録に及ばない状況が続いています。この調査の体力数値は、小学校は全国より高く、中学・高校では全国より低い傾向が見られ、特に、筋力・柔軟性などの低下がうかがえます。

これらの筋力、柔軟性などの低下は、車移動の増加、外遊びの減少などにより、歩いたり、走ったり、日常生活の中で体を動かすことが減ったことが大きな原因と考えられます。放課後や休日にもゲームやスマートフォン等のメディア接触の時間が多くを占め、戸外で大勢で汗をかきながら遊びまわる児童の姿は以前ほど見られなくなってきました。幼少期から競技スポーツのクラブで体を鍛えている児童であっても、一部の限られた技能の高まりを重視するあまり、体力面に偏りが生じている例もあります。

中央教育審議会では、『体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって、体力は、人が知性を磨き、知力を働かせて活動をしていく源である。また、体力は、生活をする上での気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていく。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となるものである。』と位置づけ、体力の重要性を説いています。

これまでの取組の成果・課題

本県の子どもたちの運動実施状況は、意識調査の結果で見ると決して低い状況ではなく、「運動やスポーツが好き」と回答する運動好きな子どもも多い傾向にあります。しかし運動好きが多い割には、特に中学校では、体力総合評価の二極化が見られ、運動習慣の有無による体力の格差が認められます。運動時間が少なく、運動が「苦手」「嫌い」と意識している集団の底上げが必要です。

また、平成23年度から、各小中学校において体力向上推進計画を策定し、「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンに、児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、体力向上に取り組んでいますが、目標設定後の振り返りが十分にされていない状況が見られます（平成30年度調査）。学校ぐるみで取組内容をチェックする体制を整え、PDCAサイクルがしっかりと機能する仕組みを構築する必要があります。

さらに、学校・家庭・地域が連携し、規則正しい生活習慣の定着を基盤とした運動の日常化に向けた取組を進めていくことが大切です。家庭を巻き込んだ時間や仲間の確保、環境の工夫などを通じて、運動やスポーツに対する肯定的な意識を高める工夫をしつつ、総合的に調和の取れた体力の向上や一人ひとりに応じた運動習慣の形成を図っていくことが肝要です。

今後の具体的施策の展開

① 体力向上推進計画

引き続き、各校の実態や特徴を踏まえた体力向上推進計画による取組を家庭・地域と連携して進め

ます。学校では、年度途中、または年度末に体力運動能力調査の結果を分析し、各学校の強みと弱みを全教職員で共通理解とするなど、児童生徒の更なる体力向上につながるような改善を継続的に図っていきます。

② しまねっ子！元気アップ・カーニバルの開催

「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」は、子どもたちの運動習慣の形成・体力向上策の一環として15種目の「しまねっ子！元気アップ・プログラム」の中から数種目を選択して行う、運動を通じた交流活動です。全校活動を原則として、異学年・同学年の友達と一緒に音楽に合わせて踊ったり記録の向上を目指して挑戦したりします。仲間と交流しながら、運動することの喜びを味わい、運動に対する愛好的な態度や体力を高めていこうとする輪が広がっていくことをねらっています。「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」の開催校には、運動用具を提供するとともに、取組の様子をホームページに掲載するなど一層の浸透を図ります。

2 豊かなスポーツライフの実現に向けた学校体育活動の充実

現 状

学校体育活動の中心となるのは、すべての児童生徒が受ける体育・保健体育の授業です。授業が「楽しい」ことが基本であり、「楽しいからまたやりたい」、「もっとやりたい」という意欲を高め、運動好きな子どもを増やすことが、児童生徒の体力向上に大きくかかわります。同様に、並行して運動嫌いをつくりたくない指導を工夫することも忘れてはならない視点です。

体育・保健体育の学習は、生涯にわたる健康の保持増進や、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てていくことを目指しています。新しい学習指導要領の趣旨に基づき、運動や健康に関する課題を発見し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育成することが求められているとも言えます。この3つの観点を相互に関わらせながら主体的・協働的な学習過程を展開していくことが重要です。

これまでの取組の成果・課題

鳥根県では、児童生徒に対する意識調査で、「体育・保健体育の授業が楽しい」と肯定的に回答している割合は高い状況にあります。(小5男子94.8%、女子91.4%、中2男子89.9%、女子82.8%[平成30年度])

しかし、これまでの体育・保健体育の授業では、児童生徒が望む運動やゲーム形式に偏ってしまったり、指導計画にある教えるべき領域・内容に割く時間が必ずしも十分でない授業も見受けられ、運動の基礎的な知識や基本的な技能がしっかりと身につけていないこともありました。

逆に、体力向上や基礎・基本の習得に目が行くばかりに訓練的な内容に終始する授業の例もありました。また、中・高等学校の選択制授業（自分がやりたい種目を選ぶ学習）では、いろいろな種目を十分に経験することなく種目を選択しているという例もありました。

授業では、各運動領域の特性に応じた楽しさと児童生徒の実態に即した楽しみ方を保証し、運動の苦手な児童生徒、運動に意欲的でない児童生徒へのアプローチを心がけ、負の要因を取り除く手立てを検討していくことが必要です。指導にあたる教員が「主体的・対話的で深い学び」を見据え、学習指導要領の趣旨に則った授業に向けて、指導内容を明確にしたうえで個に応じた指導力を向上させていくことが求められます。

今後の具体的施策の展開

①「指導主事による学校訪問」

担当指導主事が小・中・高等学校を計画的に訪問し、小・中学校では体力向上推進計画の達成状況のフォローや改善、高等学校では体力向上に向けた意見交換等を行います。また、公開授業をもとに授業研究を行い、教員の指導力向上に取り組みます。これらの取組により、体育・保健体育の授業や学校体育活動の一層の充実を図ります。

②「大学教員等派遣事業」

体育・保健体育の授業や校内研修会等に専門的な知識や技能を有する大学教授等の講師を派遣し、指導方法や実技の研修・講義等を行うことにより、教員の指導力を高め、児童生徒の体力向上を図ります。また、学校の枠を超えた広域的な研修会、市町村の教育研究会や中学校区を対象とした具体化・

焦点化した参加型の研修会を実施します。

③「小学校体育実技研修」「中・高等学校体育実技研修」

講義や各種運動領域における実技演習等の研修を通じて、教員の指導力と教材に対する理解を深め、体育・保健体育の学習指導要領の適切な実施を図ります。

④ 中学校体育教員武道・ダンス研修

中学校で必修化された武道、ダンスに関する研修を実施し、教員の指導力と教材に対する理解を深め、安全で楽しい授業が行えるよう取り組みます。

3 運動部活動の活性化

現 状

学校で行われる部活動については、学習指導要領総則に「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明記されています。各学校においては、この配慮事項を遵守し、計画的に部活動を実施しています。運動部活動に大きな関心を寄せ、高等学校や大学等の進路選択に生かす生徒も多くいます。

中学校、高等学校における運動部活動への加入状況は、平成30年度では男子が7割を超える加入率となっている一方、女子の近年の加入率は5割程度で推移しています。

部員不足により大会参加が困難な団体競技については、複数校合同チームでの大会参加や、県大会出場枠の改正、大会運営の見直しなどが進みつつあります。

小学校では、運動部活動は実施していませんが、スポーツ少年団、地域の組織、保護者会など地域社会に主体をおいたスポーツクラブを中心に活動が展開されています。

中学校、高等学校時代に運動部活動を経験した生徒は、青年期以降も運動を継続する傾向にあり、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現にも大きな影響を与えています。

これまでの取組の成果・課題

近年、顧問教員の多忙化、専門的指導ができる教員の不足、少子化による団体競技での大会参加困難、過度な練習や厳しすぎる指導による傷害や生徒の疲弊感など、部活動に関して教員・生徒双方に多くの課題が見られます。

これらの課題を解決するため、県では平成29年度に「部活動の在り方検討会」を設置し、文化部も含めた今後の部活動のあり方について、関係団体と協議・検討を進め、教員・生徒にとって望ましい部活動となるよう「適切な運営のための体制整備」や「適切な休養日・活動時間の設定」及び「生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備」等の内容を盛り込んだ「部活動の在り方に関する方針」を平成31年2月に策定しました。学校設置者が策定した方針に基づき、それぞれの学校で活動方針を策定し、適正に部活動運営を行うよう、継続した働きかけが必要です。

指導体制の充実に関しては、地域のスポーツ指導者を中学校・高等学校に派遣する「部活動地域指導者」に加え、令和元年度からは、教員と連携して運動部活動を支え、顧問に代わり単独での指導や大会引率も行う「部活動指導員」制度を導入しました。これらの制度がより効果的に運用されるよう、指導者の人材確保と育成が必要です。

生徒の傷害防止については、指導者を対象に、子どもの発育・発達の段階を理解し、スポーツ医・科学に基づいた指導法を行うための講習会を実施しています。

今後の具体的施策の展開

学習指導要領において、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、学校教育の一環として充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動と位置付けられています。県では運動部活動が、生徒一人ひとりの技術・能力を伸ばし、自ら考え、自ら学んでいく場となるよう目指していきます。各競技団体、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟等と綿密に連携

し、指導者を対象とした研修を改善・充実させ、勝利至上主義に対する意識改革と体罰の根絶に取り組みます。

また、「部活動の在り方に関する方針」に沿った部活動運営が行われるよう、地域の協力を得ながら地域の指導者の人材確保や育成を行います。

更に、成長期にあたる児童生徒の発育・発達を阻害しないよう、スポーツドクター、トレーナー等との連携を図り、医・科学的な知見に基づく指導の充実に努めていきます。

3 県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進

1 全国大会で活躍する選手の育成・強化

現 状

① 国民体育大会での成績

総合順位については、昭和57年のくにびき国体での総合優勝以降急激に下降し、平成12年度からは3年連続最下位となるなど、低迷しています。過去10年間の競技得点の平均は239.6点で、少年の部と成年の部の競技得点を比較してみると、少年の部は、過去10年間の平均が155.0点で、全体の競技得点の約6割強を少年の部で獲得しており、毎年上位入賞するなど安定した競技力を持つ競技もあり、取組の成果が現れています。一方、成年の部は、過去10年間の平均は84.6点（全体の競技得点の約4割弱）で、少年の部に比べてやや低く、競技力が定着していないことがうかがえます。

□国民体育大会の島根県総合成績の推移【平成19～令和元年】

開催年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
開催県	秋田	大分	新潟	千葉	山口	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城
順位	44	45	42	42	45	45	46	45	44	45	38	46	40
総合得点	683.5	649.0	719.5	724.0	579.5	597.0	575.83	555.0	648.5	632.0	806.0	533.0	725.0
参加点	400.0	400.0	400.0	400.0	390.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0	390.0	400.0
競技得点	283.5	249.0	319.5	324.0	189.5	197.0	175.83	155.0	248.5	232.0	406.0	143.0	325.0
少年の部 競技得点	183.5	124.0	155.5	198.5	106.0	95.0	123.83	112.0	169.5	150.5	295.0	71.0	228.5
成年の部 競技得点	100.0	125.0	164.0	125.5	83.5	102.0	52.0	43.0	79.0	81.5	111.0	72.0	96.5

□国民体育大会の入賞種目数の推移【平成19～令和元年】（ベスト8以上）

開催年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
少年の部	12	12	11	15	14	10	17	17	19	14	22	15	23
成年の部	12	10	20	14	11	10	6	7	7	11	9	7	11

②国民体育大会以外の全国規模の大会での成績

ア ジュニア層の競技力

ここ数年は中学生・高校生の全国大会での入賞数が増加傾向にあり、ジュニア選手の競技力向上に向けた取組の成果が現れています。

特に近年は、本県を中心に開催される中学校や高等学校の全国大会に向けた強化を進め、平成28年度に中国ブロックで開催された全国高等学校総合体育大会では、島根県内で4競技5種目が開催され、29種目の入賞がありました。

□近年の島根県での全国大会開催競技

大会名	開催年度	競技数	競技名
中学校 全国大会	平成22年度	2	柔道、剣道
	平成30年度	4	体操競技、新体操、バレーボール、ホッケー
全国高等学校 総合体育大会	平成16年度	14	陸上競技、バスケットボール、バレーボール、卓球、水泳、ソフトテニス、サッカー、ソフトボール、剣道、登山、空手道、なぎなた、ホッケー、ウェイトリフティング
	平成28年度	4	テニス、ボート、柔道、体操（体操競技、新体操）

□全国大会における入賞種目数の推移【平成18～30年度】

(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会少年の部)

平成31年4月現在

大会名		開催年度・年													
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
年 度	総 数	44	40	42	31	46	49	39	54	52	58	73	60	42	
	全 国 中 学	6	8	6	5	20	11	14	11	9	11	15	11	7	
	全 国 総 体	13	11	13	6	10	16	15	18	12	17	29	13	12	
	全 国 高 校 選 抜	11	9	11	9	1	8	11	8	14	11	15	14	8	
年	国 体 少 年 の 部	14	12	12	11	15	14	10	17	17	19	14	22	15	

※網掛けは、本県開催の記録

イ 一般（社会人）の競技力

一般の競技においては、企業チームやクラブチーム、大学生等の選手層が薄い状況にあり、個人競技の入賞はあるものの、団体競技で好成績を収める競技が少ない状況です。その中でも、島根県で育った社会人選手がオリンピックに出場したり、大学生が一般の全国大会で上位入賞するなど、活躍を見せています。

障がい者の競技においては、学校卒業後、地域に競技を継続できる環境がなかったり、競技をする上で、就労先から理解を得ることが難しいなどの課題があったりして、競技スポーツから離れる傾向があります。こうしたことから、全国規模の大会への出場に関しては、介助スタッフ等の支援体制の確保や就労上の課題等もあり、難しい状況です。

これまでの取組の成果・課題

① 国民体育大会における競技力

国民体育大会における少年の競技力については、優秀な競技者（小学生・中学生）の県外流出や、国民体育大会に対する選手の意欲や意識の低下により、競技によっては、主力となる高校生の競技力を安定させることが難しくなっています。

また、成年の競技力については、県内の企業チームやクラブチームの強化、ふるさと選手の活用などに積極的に取り組んでいますが、県外で活躍している優秀な選手の確保が困難であることなどが原因で、競技得点を獲得する種目が少なく、安定した競技力が定着していません。

これらのことから、少年については、ふるさと島根の代表として全国で活躍することに誇りや憧れ

を持ち、県内学校への進学を選択できるよう、進路先となる学校の競技環境の充実が課題です。また、島根で育った少年選手が全国レベルの競技力を身に付け、成年になっても島根県代表として全国で戦えるようなサポート体制が必要です。中学校・高等学校・大学・企業などの理解を得るように努め、関係団体・競技団体・地域が「チーム島根」として一丸となった取組を図る必要があります。

② 国民体育大会以外の全国規模の大会における競技力

ア ジュニア層

ジュニア層においては、少子化や、運動をする・しないの二極化に伴う競技人口の減少が問題となっています。そのため、人数が揃わず、部活動を休部や廃部にせざるを得ない状況や、県内で1校のみとなった競技があるなどの問題が起きています。また、優秀な中学生競技者の県外流出などにより、安定した競技力が維持できない状況もうかがえます。

このような状況の中、少ない競技人口の中から優秀な競技者を発掘・育成するのは困難であることから、まずは競技人口のすそ野を広げ、多くの競技者の中から優秀な競技者を発掘して強化・育成するといった「普及から強化」を図る必要があります。

また、現在の競技力向上対策をより一層充実させることで、その競技が注目され、中・高校生に興味・関心が高まり、結果的に競技人口の増加につながるといった「強化から普及」を図ることも必要です。

以上のように、「競技の普及を図ること」と「競技力の向上を図ること」を表裏一体とし、競技力の維持・向上や全国規模の大会で活躍する競技者の育成を図るために、両者を同時に推し進めていくことが重要です。

また、全国大会等を誘致し、周囲の興味・関心を高め、競技力を向上させることに加え、大会終了後も高まった競技力を維持していくことが求められます。今後、本県で全国大会を開催するにあたっては、選手強化や運営面等、県や競技者だけの取組だけにとどまらず、地域に根ざした競技の定着を推進するなど、競技団体・関係団体・地域が一体となり連携を深めながら実施していくことが重要です。

イ 一般（社会人）

県内での雇用の場が少ないことから、大学生など県外で活躍している選手が地元へ戻って競技を続けることが難しくなっています。また、県内企業チームやクラブチーム、障がい者を含む一般選手に対する支援体制が十分に整っていないため、競技力向上を図ることが困難な状況です。

これらのことから、企業チームやクラブチーム、競技団体との連携を深め、障がい者も含めた競技力向上のための支援が必要です。

今後の具体的施策の展開

① 国民体育大会に向けた競技力強化

ふるさと島根の代表として活躍することに魅力を感じ、誇りを持って取り組めるよう、強化・支援体制の充実を図ります。その一つ目として、競技団体が積極的に強化事業を展開できるように支援を行います。そのために、過去3年間の成果を土台にした競技力向上事業や、各競技団体の実態や要望を踏まえた支援を行います。二つ目に、各競技団体の一貫した指導體制の整備を目指した支援に取り組

みます。島根県体育協会と連携し、各競技団体が長期的視点に立った選手の育成を図るための単年及び中・長期計画の策定や事業の分析・評価を行うよう要請し、競技団体の特性に応じた強化事業が展開されるよう努めます。三つ目に、成年選手への支援体制の構築に努めます。ふるさと選手の積極的な活用や、スポーツ人材の地元企業へのU・Iターンの活用が行えるよう、競技団体や関係団体などと連携を図りながら社会人や大学生の選手への支援体制を整えます。

また、令和11年に島根での開催を予定している国民スポーツ大会^{*9}・全国障害者スポーツ大会に向けた取組を進める必要があります。

② 国民体育大会以外の全国規模の大会に向けた競技力強化

「普及から強化」への取組として、ジュニア層の競技力向上を目指し、将来性のある選手の発掘と育成や、ジュニア層競技の普及と選手の育成のための支援をしていきます。

また、「強化から普及」への取組として、中学生指定競技や高等学校の重点校を対象に県外遠征などの強化事業を推進します。また、高校入試において、中学生を対象とした「スポーツ特別推薦制度」を実施し、全国規模の大会において活躍する選手の育成に努めます。障がい者を含めた一般（社会人）の競技力向上については、ジュニア層で活躍した選手が、成年の選手として競技を継続し、また、指導者として本県で育成に携われるよう、競技団体・関係団体・地域が連携を図りながら環境づくりに努めていきます。

さらに、本県での全国大会開催への積極的な取組を実施し、それに向けての強化事業を展開し、地元開催の全国大会で好成績を目指すだけでなく、地元での開催を契機とした継続的な強化を検討し、支援に努めていきます。

※9【国民スポーツ大会】

「国民体育大会」は、昭和21年に第1回大会が開催され、昭和62年に沖縄で開催された第42回大会で都道府県を一巡し、第43回の京都大会からは二巡目開催となっています。また、令和5年から「国民スポーツ大会」（略称：国スポ）に改称されます。

2 競技力を全国レベルに高める指導者の確保と育成

現 状

本県の競技力を支える指導者は、学校運動部活動の指導者である教員の指導力に頼るところが大きく、専門的な指導力を備えた指導者の不足や、競技力を全国レベルに高める指導力を持った指導者の不足が指摘されています。また、指導力があり、競技実績を残した教員が人事異動に伴い継続的にその学校で指導することができない事例もあります。さらに、競技力向上の中心となっている指導者は、くにびき国体（昭和57年）の競技者が中心であり、退職の時期を迎えています。このような状況のため、選手がより高いレベルの指導や環境を求めて、県外に活動の場を移すことも見受けられます。

これまでの取組の成果・課題

少子化に伴う教員の減少により、中学校や高等学校の運動部活動では、専門的な指導力を備えた顧問教員（指導者）がいない運動部活動が増えています。そのため、地域のスポーツ指導者に頼らなくては存続できない運動部活動も出ています。

このような状況に対応するために、以下の取組を進めてきました。

① スポーツ推進教員の配置（平成19年度～）

「高校総体」や「国体」等の全国大会において入賞するなど、優秀な成績を収めた指導者を認定し、長期間、同一の高等学校で指導・強化する。平成30年度には、推進教員を増やすため、認定基準を緩和した。

② 特別体育専任教員の配置（平成元年度～）

カヌーなどの特定の競技種目について専任で指導する体育科教員を高等学校に配置し、学校及び地域のスポーツ活動を活性化させる。

③ 地域スポーツ指導者（平成21～29年度）・部活動地域指導者（平成30年度～）

地域の指導者を中学校、高等学校の部活動に配置し、専門的な指導力を有する顧問教員がいない運動部活動を支援する。

また、企業自体も少なく採用も少ないことから、全国大会等で活躍している優秀な競技者や指導者が、本県に戻りたくても戻れない状況にあります。

指導者の確保のためには、優秀な選手の競技現役時の「ファーストキャリア」の段階、引退後の「セカンドキャリア」の段階と、それぞれの段階に応じて必要となる周囲の理解を地域や関係団体と連携をとりながら計画的に整えていくことが必要です。

そして、本県の競技力を全国レベルに高めるためには、指導者が選手の資質や能力を十分に引き出すことのできる指導力を身に付けることと、全国で戦う意識の喚起による資質向上を図ることも必要です。

今後の具体的施策の展開

優秀な競技者を育成するためには、競技者一人ひとりの将来を見据えた指導が必要です。幼少期に様々なスポーツに触れる中から本人の適性を見つけ出し、中学生、高校生と成長する過程では、その時期にふさわしい指導が行われなければなりません。各成長段階での指導者間の連携も重要です。そういった観点から適切な指導ができる指導者の育成を目指します。

本県の指導者の中心となる教員については、「スポーツ推進教員認定制度」や「特別体育専任教員配置制度」により、適正配置や活動条件の整備と指導者の確保に努めます。

また、「部活動地域指導者」の制度を拡充し、専門的な指導力を有する顧問教員の元に指導経験の浅い指導者を派遣し、地域指導者を育成します。

さらに、指導者の確保につながるスポーツ人材のU・Iターンの実現を目指すために、地域と連携した取組に努めていきます。

全国的に指導実績のある優秀な指導者を県外から招聘し研修を開催したり、県内指導者を県外の競技実績のある学校や研修会等に派遣し、競技力を全国レベルに高める知識を持った指導者の育成に努めます。

また、スポーツ医・科学等の専門家を県内外から招聘し、スポーツ障害・外傷の予防や体力強化などの研修会を開催し、医科学的知識を持った指導者の育成に努めます。

3 競技スポーツの推進に向けた組織・体制づくり

現 状

県民に夢と感動を与える競技力の向上のために、鳥根県体育協会を中心に、競技団体、学校体育団体及び各種関係機関と綿密な連携を図りながら、「スポーツの普及・振興」と「競技力向上」の二つの目標に向かって積極的に諸事業に取り組み、さらなる競技スポーツの推進を図っています。

これまでの取組の成果・課題

「スポーツの普及・振興」と「競技力向上」に向けて、スポーツを「する側」だけの推進でなく、スポーツを「みる側（観戦・応援等）」や「ささえる側（運営、審判、医・科学的マルチサポート体制等）」からも競技スポーツの推進が図られるような取組を共に行っていくことが、継続した支援につなげるためには重要です。

「みる側」の取組としては、インターネットやテレビ・新聞などのメディアを活用して県民への情報提供を行っていますが、より多くの県民が競技スポーツに関心を持って選手を応援し、選手が活躍することで地域や鳥根を活気づかせるためのより良い取組を、今後も検討していくことが必要です。また、競技スポーツに関わる競技団体だけでなく、地域スポーツとの連携も構築していくことが必要となっています。

また、「ささえる側」として、スポーツドクター・スポーツファーマシスト^{*10}・理学療法士・スポーツ栄養士・スポーツメンタルトレーナーなどによる、スポーツ医・科学的なサポート体制の組織づくりを行ってきました。ジュニア期のスポーツ障害やバーンアウト現象を防ぐためには、医・科学的な知見をスポーツ現場に取り入れることも必要で、より多くの運動部活動やスポーツクラブチームに対し、その必要性が浸透するように、今後もマルチサポート体制の充実を図っていくことが求められます。

さらに、各競技の強化を進める競技団体や、各学校における運動部活動の取りまとめを行う中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟といった、各スポーツ団体による管理・運営体制の検討や見直しが行われていますが、管理・運営に関するノウハウや体制の整備が不十分な団体があります。また、近年運動部活動に関して様々な課題がありますが、鳥根県内の中学生・高校生の競技力強化は主として運動部活動が担っているため、中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・鳥根県体育協会・各競技団体等の間で一層の連携を図る必要があります。

※運動部活動の課題については22ページに記載しています。

今後の具体的施策の展開

競技スポーツに関する県民の理解や支援を深めるために、テレビ等のメディアやインターネットを利用して、選手の活躍や各種全国大会に関する情報提供を積極的に行っていくとともに、選手の活動意欲の向上を図ります。

また、「スポーツの普及・振興」や「競技力の向上」のために、会議や研修会を通して、あらゆる角度からの意見交換を行い、選手・指導者・環境等、それぞれの側面をより一層支援するための組織づくりに努めます。さらに、学校体育団体、鳥根県体育協会、競技団体等の各スポーツ団体と綿密な連携を図り、管理・運営に関する状況把握と定期的な評価を行い、様々な観点からの意見を集約しながら、鳥根に根ざしたスポーツ文化の育成を目指します。

※10【スポーツファーマシスト】

スポーツファーマシストは、最新のアンチ・ドーピング規則に関する専門的知識を持ち、競技者に対して、薬の正しい使い方の指導などを行う薬剤師です。

4 地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化の推進

1 関係団体との連携・協力とスポーツ指導者の養成・資質向上

現 状

本県は地域のつながりが残っているという特色があります。中心となって活動しているのが、公民館やコミュニティーセンターであり、地域の各種団体（体協、子ども会、高齢者会など）の事務局を持っていることも少なくありません。地域づくり、子どもの健全育成という視点からもスポーツに取り組んでおり、元気な高齢者が学校のクラブ活動（グラウンドゴルフ、昔遊びなど）の指導者・ゲストティーチャーとして参画し、学校と地域をつなげる核として、活躍されている方も少なくありません。その他、地域スポーツの拠点として、県内11市町で33団体（令和元年7月現在）の総合型地域スポーツクラブが設立され、子どもから高齢者までスポーツに親しむ人が広がるよう活動しています。

指導者の面では、日本スポーツ協会及び加盟競技団体、日本スポーツ少年団、日本レクリエーション協会、日本障がい者スポーツ協会などによって公認指導者資格が整備され、県内においても資格取得者が増え、競技力向上の一助を担っています。特に、中学校、高等学校等の運動部活動において、専門指導者がいない学校では、延べ215名（令和元年7月末現在）の地域指導者が、学校と連携して体力・技能の向上に関わっています。

また、市町村から委嘱されているスポーツ推進委員は、令和元年7月末現在515名で、それぞれの地域で、幼児に対するスポーツ指導、高齢者に対するスポーツ活動を通じた健康長寿活動、障がい者へのスポーツ支援など、スポーツ活動の推進役として活動しています。

これまでの取組の成果・課題

スポーツは、子どもから高齢者までそれぞれの世代、また世代間をつなぐツールの一つでもあります。これまでも、地域の各種団体で地域の特性に応じたスポーツ文化を育んできました。

しまね広域スポーツセンターでは、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、多くの県民が広くスポーツに親しむことができるための指導者の養成と資質向上を目的とした研修会を開催しています。そして、研修会に参加した指導者が中心となって、新たなイベントなどを開催する地域も見られるようになりました。

総合型地域スポーツクラブは、活動自体は広がってきていますが、地域における認知度はまだ低い現状にあります。地域から求められる役割を果たすこと、地域の中に定着していくことが今後の課題となっています。

中学校や高等学校では、地域指導者を活用する学校が増えるとともに、定期的に指導者研修を行うことで、学校との信頼関係も深まってきています。引き続き、各競技団体主催の指導者研修会だけでなく、子ども理解といったメンタル面の研修や発達段階に応じた多様な運動プログラムを体験する研修を開催し、指導者の基礎的資質を高めたり、指導者を増やしたりする必要があります。

スポーツ推進委員は、地域住民と行政の調整役や地域のスポーツ活動の推進役として、子どもから高齢者を対象とした様々なイベントの企画・運営に参画しています。しかし、委員数が減り、また、活動の場が少ない地域もあることから、今後もスポーツ推進委員の資質向上のための研修を行うとともに、島根県体育協会、島根県レクリエーション協会などの他団体や他地域と連携し、活動の場を増やす必要があります。

今後の具体的施策の展開

それぞれのライフステージにあった「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方を啓発し、「スポーツの楽しみ・感動を通じて活力ある地域づくり」をめざしていきます。

地域のつながりが強く残っているという本県の特徴を生かすためには、生涯スポーツや子どもたちのスポーツ活動の場面で特定の指導者に頼るのではなく、地域のみんなで支え、支えられていくという相互扶助、循環型の体制づくりを進めていかなければなりません。そのために、しまね広域スポーツセンターと連携し、各団体の協力体制の充実を図るとともに、市町村が今後の総合型地域スポーツクラブの自立的運営を支援できるように働きかけていきます。

また、国において、令和3年度からの運用を目指して準備が進められている「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」については、その動向を注視し、島根県体育協会と協力しながら準備を進めていきます。

競技力向上のための指導者養成については、これまで以上にスポーツリーダーズバンク^{*11}の充実を図り、それぞれの種目団体におけるトップコーチによる指導者研修の開催、技能向上、戦術、トレーニング方法などより専門的な内容に特化し、競技力の向上に努めます。

スポーツ推進委員については、他団体との交流を含めた研修機会の充実を図り、地域住民に対する実技の指導やスポーツに関する指導助言だけでなく、地域住民と行政との調整役としての職務が遂行できるように市町村に働きかけます。

※11【スポーツリーダーズバンク】

スポーツリーダーズバンクは、島根県体育協会が、予め登録された指導者、スポーツ医・科学の専門家を、地域のスポーツ活動や指導者研修会等に派遣する事業です。

平成30年度は、70名の指導者等が登録されています。

2 障がい特性に応じて、誰もが参加し楽しむことができるスポーツ活動の推進

現 状

「スポーツは、世界共通の人類の文化」であり「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」とスポーツ基本法の前文で謳われています。また、基本理念として、スポーツは、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することが求められています。

こうした中、パラリンピックやスペシャルオリンピックスといった様々なスポーツ活動を通じた障がい者の自立や社会参加を促す大会も開かれており、障がい者のスポーツに対する意識もこれまでのリハビリテーションの延長という考えから、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技スポーツへと変化しています。さらに、障がいのある人もない人も誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を通じて、交流や理解が深まり、連帯感が高まることも期待されています。

これまでの取組の成果・課題

本県では、令和元年度にスポーツ行政の一元化を行い、一般スポーツと障がい者スポーツを同一部局で所管することとしました。

また、県、島根県体育協会、島根県レクリエーション協会及び島根県障害者スポーツ協会による連携会議を設け、定期的に情報を交換・共有しています。これらの団体との協働により、島根県スポーツ・レクリエーション祭の一環として「しまねレクリエーションフェスティバル」を開催し、障がいのある人もない人も一緒に活動できるスポーツ・レクリエーション活動の機会の提供・充実を進めています。今後は、こうした取組が市町村や各関係団体に波及するよう働きかける必要があります。

また、スポーツ推進委員研修会等において、障がい者理解や運動プログラムのあり方、サポートの仕方などを学ぶ機会を設けているところですが、団体によって意識や取組に差があります。

今後の具体的施策の展開

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的とする「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律の趣旨について周知を図るとともに、各関係団体との連携をより一層推進しながら、障がいのある人もない人も誰もが一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図っていきます。

また、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員協議会といったスポーツ関係団体を支援し、特別支援学校や身近な地域で、障がいのある子どもや障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境づくりを推進します。

さらに、島根県体育協会、島根県障害者スポーツ協会、島根県レクリエーション協会等と連携し、スポーツ指導者の研修会等で障がい特性をテーマとして取り上げたり、障がい者のための運動プログラムやサポートのあり方に先進的に取り組んでいる事例を紹介したりしながら、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に知見のある指導者・ボランティアの養成・活用を進めていきます。

こうした施策を展開することにより、スポーツに携わる団体や指導者の障がい者に対する理解を深め、スポーツが共生社会の実現の一助となることを目指していきます。

3 学校体育施設の開放と社会体育施設の適正管理

ア 学校体育施設の開放

現 状

学校体育施設は身近な体育施設であり、学校教育活動や施設管理において支障のない限り開放することが求められています。

県立学校においては「学校体育施設開放要綱」を設け、体育施設を地域住民に開放し、県民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供しています。

また、市町村立学校においても同様に体育施設を開放しています。

□県立学校体育施設開放状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
学校数(a)	49	48	48	48	48	48	48
実績のあった学校数(b)	43	39	43	37	38	40	40
開放率実績(b/a)(%)	87.8	81.3	89.6	81.3	79.2	83.3	83.3
延べ日数(日)	2,543	3,067	3,438	3,010	3,553	3,306	3,462
延べ時間数(h)	5,345	6,482	7,297	6,367	7,306	7,834	7,629
延べ利用者数(人)	37,668	47,407	49,790	41,464	47,242	47,794	49,152

これまでの取組の成果・課題

平成26年度から、開放事業の概要や使用に関する条件、開放学校・開放施設について、県のホームページに掲載し、周知を図りました。開放率は、近年おおむね80%台で推移しています。

今後の具体的施策の展開

学校体育施設がより活用しやすいものとなるよう、各学校のホームページに開放可能な施設、使用に関する条件、費用等を記載するよう働きかけ、しまね広域スポーツセンターなどを通じて、スポーツ団体に県立学校体育施設開放事業について周知を図ります。

また、学校や利用団体に対する調査を実施し、利用の実態を把握して、県民誰もが利用しやすい開放事業の運用に繋げ、利用の推進を図ります。

市町村立学校の体育施設については、引き続き市町村教育委員会と連携の上、適正利用が図られるよう努めます。

イ 社会体育施設の適正管理

現 状

現在、主要な県立体育施設として、松江市に武道館・水泳プール、出雲市の浜山公園内に体育館・陸上競技場・野球場等、浜田市に体育館・石見武道館、益田市にサッカー場が設置されています。

これらの施設では指定管理者制度を導入し、スポーツ教室や各種大会などを開催するとともに、地域住民が気軽に利用できるよう、利用者の視点に立ったきめ細やかな運営やサービス・利便性の向上に努めています。

また、この他、県内には多くの社会体育施設が設置されていますが、風水害時や地震時の避難所と

して指定されている施設もあり、スポーツの場としてだけでなく、避難所としての機能も必要となっています。

■公共スポーツ施設設置状況 (H30.10.1現在)

施設種類	野球場	多目的運動広場	屋内水泳プール	屋外水泳プール	体育館	陸上競技場	レジャープール	柔道場	剣道場	武道館・柔剣道場	屋外庭球場	相撲場	卓球場	弓道場	アーチェリー場	トレーニング場	射撃場	球技場	ゲートボール場	キャンプ場
設置数	51	117	17	23	119	16	1	4	3	10	62	10	5	8	1	21	2	9	29	40

これまでの取組の成果・課題

社会体育施設でのスポーツ活動中の事故を防止・軽減し、地域住民が安全・安心に施設でスポーツを楽しむため、設備やスポーツ器具を適正管理するとともに、不測の事態に備えた危機管理マニュアルを整備しています。

乳幼児連れの利用者や、子ども、女性、高齢者、障がい者を含むすべての地域住民が楽しくスポーツに親しむためには、施設・設備をユニバーサルデザインに対応したものとして、利便性の向上を図るとともに、利用者ニーズに応じた運営や事業を実施するための知識・技術・技能を備えた職員の配置が必要となります。

また、老朽化や耐震基準を満たしていないなどの理由により、避難所機能を十分に備えていない施設があり、施設・設備の耐震補強や大規模改修・更新を実施していますが、まだ充分ではありません。

社会体育施設として「するスポーツ」のための場所という役割以上のことが求められるようになってきました。

なお、修繕にあたっては、施設の劣化度を調査した後、優先度を判定し、計画的に修繕するなど、施設の維持管理経費の効率的な予算執行に努めています。

今後の具体的施策の展開

社会体育施設については、計画的な改修等が必要であり、県、市町村等の施設管理者が情報共有しながら、適切な利用環境の整備に努めます。

社会体育施設の維持管理に必要な知識・技術・技能の研修を定期的実施し、施設・設備の定期的な点検や適切な管理を行うとともに、安全で安心な施設利用に努めます。また、本県のみならず他県の社会体育施設の事故や老朽化に関する情報を共有することで、各施設に安全管理のスキルの蓄積を図り、施設・設備に起因する事故の発生を未然に防ぎます。

その他、不測の事態に備えるため、危機管理マニュアルを適宜改正し、消防・避難訓練等を実施します。

避難所に指定されている施設においては、避難所の円滑な開設や運営のために各市町村が作成している避難所運営マニュアルについて十分理解し、市町村防災部局との連携を図ります。

また、将来にわたって機能を維持し性能を確保するための施設の長寿命化を図り、施設の予防保全と計画的な修繕等をするよう努めます。

スポーツを行う際には、特に生死にかかわる心肺停止等についても十分対処できるようにしておくことが重要であるため、AED（自動体外式除細動器：Automated External Defibrillator）を始めとする救急救命に必要な設備・器具を設置するとともに、AED操作を含む救急救命法訓練を実施します。さらに、利用者に対しても、安全に正しく施設・設備を使用するための注意喚起を行うほか、速やかにAEDを使用できる体制整備を図るなど、事故対応について普及・啓発を図ります。

また、トップレベルの競技大会やプロスポーツなどの観戦などの「みるスポーツ」の振興の観点から、観客やサポーターの立場からの観戦のしやすさや、「みるスポーツ」の主催者（見せる側）の立場からの魅力的なサービス展開ができるように、主催者と協力して施設設備の柔軟な管理運営を行うよう努めます。

市町村立の社会体育施設については、引き続き市町村の関係部局と連携の上、適正な利用が図られるように努めます。

4 地域の特性を生かしたスポーツ推進

現 状

昭和57年に県内各地で開催されたくにびき国体を契機に、スポーツをより身近に、自分のものとして受け止め、スポーツや運動の効用に対する認識が高まったことは、くにびき国体のもたらした大きな遺産です。

この国体開催を機に、地域に根差したスポーツの振興を図っている地域もあります。また、ボートやカヌーなど、自然環境を生かしたスポーツに地域ぐるみで取り組むところも出てきています。

2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会に出場した松江市出身の錦織圭選手（テニス）、渡利璃穂選手（レスリング）、奥出雲町出身の錦織えみ選手（ホッケー）、出雲市出身の三木拓也選手（車いすテニス）など地元出身選手の活躍は、そこに暮らす住民だけでなく県民全てに活力をもたらすエネルギーとなります。また、マラソン大会や自転車ツーリング大会など県内外から参加者を集め、地域全体で盛り上げていくスポーツイベントも県内各地で開催されています。

これまでの取組の成果・課題

近年、市町村や公民館、総合型地域スポーツクラブなどでは、各地域の特性を生かしたイベントやスポーツ教室を開催しているところが多く見られるようになってきました。しかし、関係機関・団体がそれぞれ工夫して行っている取組がネットワーク化できていないため、類似する活動プログラム等において、参加者の奪い合いのような状況も起こっています。こうしたことを改善していくには、関係機関・団体同士の連携を進めていくコーディネート機能をどこが果たすかを明確にし、連絡調整を図っていくことが必要です。

また、少子化等による部活動の衰退も危惧されています。現在、島根県では、「しまね留学」を推進し、県外からも意欲ある中学生が入学することで、県内生徒にとっても良い効果を生み出し、島根ならではの特色ある教育活動を通じて、高校の魅力化が高まるという好循環が生み出されつつあります。

こうした環境の中で、地域に根付いた競技に取り組み活躍することは、更なる学校の魅力化・特色化、加えて部活動の活性化にもつながっています。

今後の具体的施策の展開

部活動を通じて地域の特色を生かしたスポーツ振興が図られるよう、平成30年度に策定した「県立高校魅力化ビジョン」に基づいた、高校の魅力化に引き続き取り組みます。島根らしい高校魅力化の一つとして、豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源（ひと・もの・こと）を生かす、地域社会に開かれた高校づくりが挙げられます。これまで、部活動を学校の魅力化の一つとして取組を進めてきた地域以外においても、自然環境や過去の競技大会開催の実績など、地域の特性にあったスポーツ振興が進むよう、市町村と連携して取り組みます。

また、「みんながする人・みる人・ささえる人－地域の力をスポーツで高めよう－」をスローガンにした島根のスポーツ文化の創造をめざし、地域の拠点としての公民館や総合型地域スポーツクラブ、学校を核とした地域の特性を生かしたスポーツ活動をより一層推進します。そのために、各関係機関・団体の間をつなぐしまね広域スポーツセンターのコーディネート機能を更に強化していきます。そして、各関係機関・団体が行っている「人づくり」「地域づくり」「健康づくり」に関わる情報の共有化と連携を促進していきます。

参 考

(※1) スポーツ基本法第2条〈要旨〉

- ① スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
 - ② 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
 - ③ 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
 - ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
 - ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
 - ⑥ 我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
 - ⑦ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
 - ⑧ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進
-

(※2) 第2期スポーツ基本計画 中長期的なスポーツ施策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、成熟した国民の文化としてスポーツを一層根付かせ豊かな未来を創ることが、スポーツ振興に携わる者の最大の使命である。

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

① スポーツで「人生」が変わる！

スポーツは「みんなのもの」であり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わっていく。

- (1) スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。
- (2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

② スポーツで「社会」を変える！

スポーツで社会の課題解決に貢献し、前向きで活力に満ちた日本を創る。

- (1) スポーツの価値を共有し人々の意識が変わることで社会の発展に寄与できる。
- (2) スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

③ スポーツで「世界」とつながる！

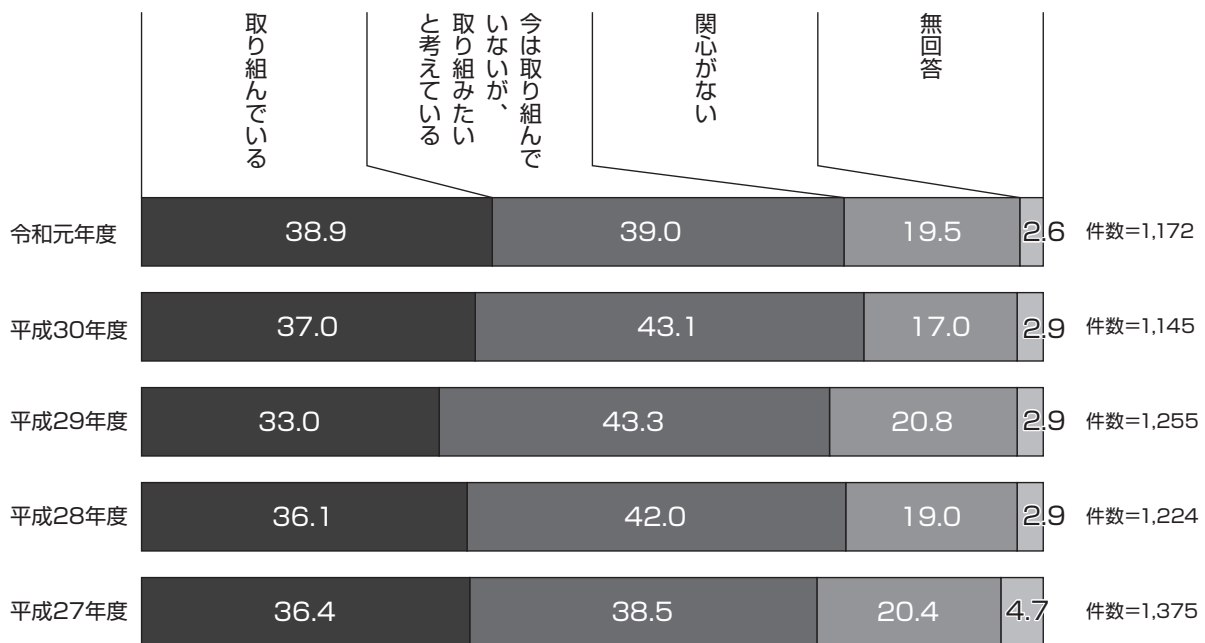
スポーツで世界に発信・協力し、世界の絆づくりに我が国が貢献する。

④ スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進することで、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

県民のスポーツに関する調査

(問) あなたは、健康づくりや余暇時間の活用などのために運動やスポーツ（例えばウォーキングやゲートボールなど含む）に取り組んでいますか



出典：島根県政世論調査

島根県スポーツ少年団登録団体数及び登録団体数の推移

(令和2年3月現在)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
団 数	227	273	268	267	261
団員数	5,922	5,623	5,496	5,160	4,926

※団員数は小学生・中学生・高校生・20歳未満の総数

島根県のおもなスポーツ指導者

(令和2年3月現在)

種 別	認定・委嘱等団体	人数		
競 技 別 指 導 者	(公財) 日本スポーツ協会	指導者	988	1,192
		コーチ	172	
		教 師	32	
ス ポ ー ツ プ ロ グ ラ マ ー			18	
フ ィ ッ ト ネ ス ト レ ー ナ ー			3	
ジ ュ ニ ア ス ポ ー ツ 指 導 者			44	
ス ポ ー ツ ド ク タ ー			55	
ス ポ ー ツ 栄 養 士			1	
ク ラ ブ マ ネ ー ジ ャ ー			3	
ア シ ス タ ン ト マ ネ ー ジ ャ ー			68	
ス ポ ー ツ 少 年 団 登 録 指 導 員	日本スポーツ少年団	1,497		
レクリエーション・コーディネーター*	(公財) 日本レクリエーション協会	24		
レクリエーション・インストラクター		488		
福祉レクリエーション・ワーカー		29		
スポーツ・レクリエーション指導者		8		
余 暇 開 発 士		3		
障 が い 者 ス ポ ー ツ 指 導 者	(公財) 日本障がい者スポーツ協会	初 級	171	193
		中 級	21	
		上 級	1	
障 が い 者 ス ポ ー ツ 医			6	
ス ポ ー ツ 推 進 委 員	各市町村教育委員会など	515		

※原則として、レクリエーション・インストラクター又は福祉レクワーカーの取得が必要

県内総合型地域スポーツクラブの状況

(令和2年3月現在)

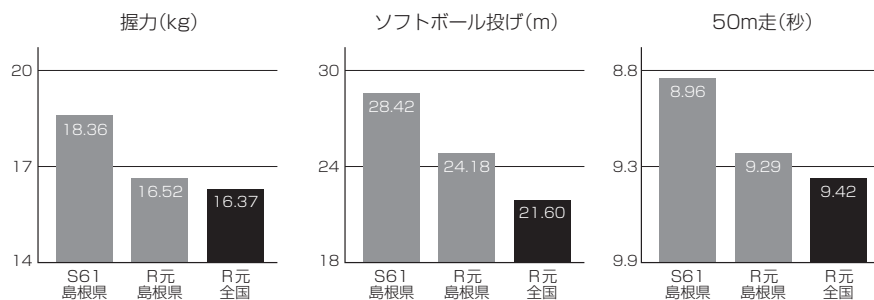
市町村名	ク ラ ブ 名	設立年月日
安 来 市	島 田 総 合 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H18.5.22
	NPO法人さくら総合スポーツクラブ	H20.8.11
	みなみ総合スポーツクラブ	H21.3.29
松 江 市	NPO法人しんじ湖スポーツクラブ	H14.3.21
	竹 矢 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H16.3.7
	美 保 関 ク ラ ブ	H18.2.19
	お お の 輪 ・ 和 ・ ワ ー ク ラ ブ	H19.2.25
	城 北 総 合 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H20.2.24
	NPO法人 SPORTIVO ひがしいずも	H22.3.16
雲 南 市	NPO法人Yu-Gaku 加茂スポーツクラブ	H17.6.4
	大 東 町 総 合 型 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H20.10.19
	み と や ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H23.2.26
出 雲 市	は ま や ま ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H12.10.12
	い ず も ス ポ ー ツ ク ラ ブ 21	H14.4.1
	出 雲 フ ァ ー ス ト ク ラ ブ	H14.11.23
	セ ン タ ー ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H17.2.20
	ス ポ ー ツ ク ラ ブ お ろ ち	H18.4.15
	NPO法人リバーサイドスポーツクラブ	H18.4.30
	ゆ う ゆ う き た ク ラ ブ	H21.1.25
	NPO法人斐川体育協会ひかわスポーツ夢クラブ	H22.3.21
ス ポ ー ツ ク ラ ブ 多 伎	H24.7.15	
大 田 市	銀 ギ ン g i n ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H20.3.9
浜 田 市	煌 め き ク ラ ブ 周 布	H22.3.28
	NPO法人かなぎアスレチックきんた	H23.8.2
	あ さ ひ ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H24.4.2
	み す み ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H26.2.22
	NPO法人浜田フットサルクラブ	H28.6.21
益 田 市	NPO法人ボアソルテスポーツクラブ	H27.11.27
	P e g a s u s ク ラ ブ	H30.10.5
奥 出 雲 町	奥 出 雲 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H24.3.24
飯 南 町	い い な ん ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H23.2.25
川 本 町	か わ も と ス ポ ー ツ ク ラ ブ	H23.3.28
津 和 野 町	小 川 地 区 体 育 連 盟	H23.4.6

年度	H27	H28	H29	H30	R元
設立クラブ数	0	1	0	1	0
退会クラブ数	1	0	0	2	0
クラブ数(年度末)	33	34	34	33	33

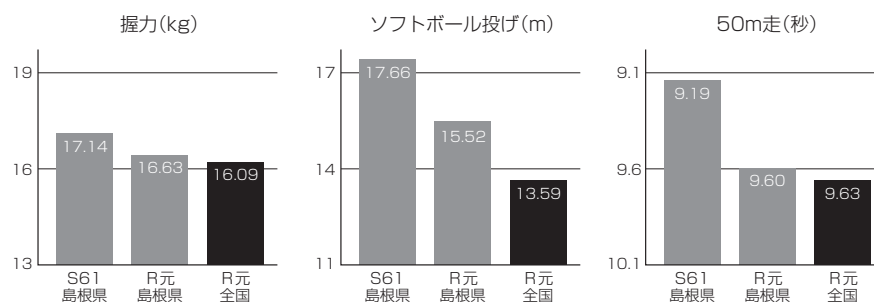
昭和61年度と令和元年度の体力テストの結果比較

小学5年

男子

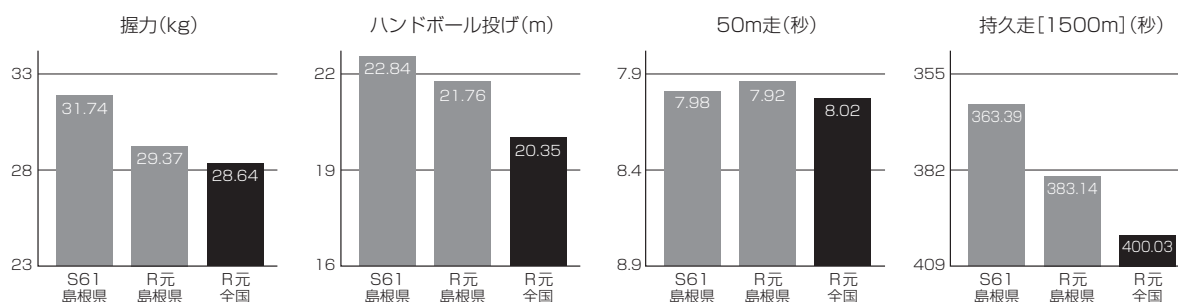


女子

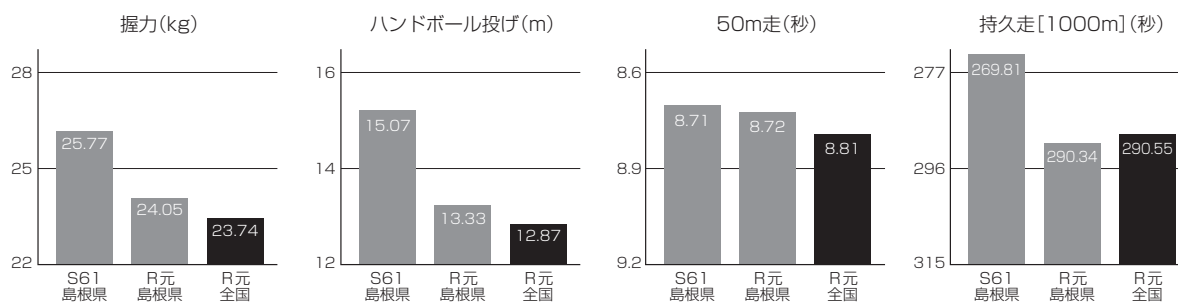


中学2年

男子



女子



島根県スポーツ推進審議会委員

任期：令和元年6月21日～令和3年6月20日

氏名	主な役職名等
いたがき ともひさ 板垣 智久	山陰中央テレビジョン放送株式会社 営業編成局編成部長
いとばら ひろこ 糸原 裕子	島根県スポーツ推進委員協議会理事
いわもと れいこ 岩本 冷子	島根県レクリエーション協会常任理事
おおた きよみ 太田 清美	島根県フェンシング協会顧問 広瀬町フェンシングクラブ指導者
かなやま えみこ 金山 恵美子	NPO法人SPORTIVOひがしいずも クラブマネージャー
◎ きしもと つよし 岸本 強	島根県立大学副学長
ことう ひろお 古藤 浩夫	島根県中学校体育連盟会長
こんどう やすみつ 近藤 康光	松江市立病院整形外科長
○ さかい ひでとし 境 英俊	国立大学法人島根大学 教育学部健康・スポーツ教育講座教授
たなか みゆき 田中 美由記	マラソン競技者 フィットネスクラブ指導者
たなべ てつや 田邊 哲也	美郷町教育委員会教育長
つもり けいじ 津森 敬次	島根県高等学校体育連盟会長
ののうち まきこ 野々内 真紀子	(公財) 島根県障害者スポーツ協会職員
わたなべ みのり 渡辺 美紀	長沢剣道スポーツ少年団指導者

◎会長 ○副会長

(敬称略・五十音順・令和2年3月現在)

第 2 期島根県スポーツ推進計画

島根県環境生活部スポーツ振興課

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

TEL : 0852-22-6439 FAX : 0852-22-6767

E-mail : sports-shinkou@pref.shimane.lg.jp

<https://www.pref.shimane.lg.jp/sport/>